

大阪府条例第十六号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第十二条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるなどもに入所者の処遇に支障がない場合には、第五号に掲げる栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第十二条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がない場合には、第五号に掲げる栄養士を置かないことができる。
2 4 (略)	2 4 (略)
5 2 六・七 栄養士又は管理栄養士 一以上	5 2 六・七 栄養士 一以上
5 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地城密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地城密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所又は指定地城密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地城密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	5 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地城密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地城密着型通所介護事業所、指定地城密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行なう事業所又は指定地城密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地城密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
6 (略)	6 (略)
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

2 | 4 · 七 栄養士又は管理栄養士 一以上
 (略)

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

2 | 4 · 七 栄養士 一以上
 (略)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。